特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２１０７号
東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目２番４号千駄ヶ谷シルクハイツ301号
清算株式会社　株式会社コレーグ
代表清算人　村瀬　利明
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定の対象となる債権
特別清算会社株式会社コレーグ(以下「特別清算会社」という。)に対する各債権者の債権のうち、本協定の対象となる債権（以下「協定債権」という。)および協定債権を有する債権者（以下「協定債権者」という。)は、別紙「協定債権および協定債権者一覧」の通りである。
２　弁済方法
協定債権に対する弁済は、協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により行う。なお、振込手数料は特別清算会社の負担とする。
弁済額の算定において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済
１　弁済
特別清算会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後２週間以内に、協定債権の元本の40.6%の金員を支払う。
２　放棄
各協定債権者は、特別清算会社に対し、特別清算会社から前項の金員の弁済を受けたときは、協定債権から弁済額を控除した残金（利息・損害金を含む）につき、その債権を放棄する。
３　新たな財産が発見されたとき
清算人は、第１項の弁済後、特別清算会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の元金の割合に応じて支払う。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における保全管理命令

平成２２年（ミ）第４号
宮城県大崎市岩出山下野目字寒気原１番地１号
開始前会社　ジャパンサイクル株式会社
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間､開始前会社の業務及び財産に関し､保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区麹町３丁目７番８号麹町山口ビル３階　弁護士　香川　明久
平成22年１月25日
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における監督命令取消

平成２２年（ミ）第４号
宮城県大崎市岩出山下野目字寒気原１番地１号
開始前会社　ジャパンサイクル株式会社
主文　平成22年１月20日にした監督命令を取り消す。
平成22年１月25日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第３号
東京都港区西麻布３丁目20番16号西麻布アネックス
再生債務者　株式会社南総カントリークラブ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門２丁目９番９号虎ノ門倉並ビル２階　北・望月法律事務所　弁護士　北　　秀昭
平成22年１月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第４号
東京都港区西麻布３丁目20番16号西麻布アネックス
再生債務者　芙蓉土地株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門２丁目９番９号虎ノ門倉並ビル２階　北・望月法律事務所　弁護士　北　　秀昭
平成22年１月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１０号
東京都多摩市貝取１丁目５番地１
再生債務者　株式会社チューガイ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区有楽町１丁目７番１号　有楽町電気ビルヂング南館９階958区日比谷共同法律事務所　弁護士　狐塚　鉄世
平成22年１月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１１号
東京都江戸川区臨海町３丁目３番２号
再生債務者　カネサン水産株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都新宿区新宿１丁目９番３号ＮＢＫ祭苑ビル４階　岡本政明法律事務所　弁護士　岡本　政明
平成22年１月25日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２０年（再）第２２７号
神奈川県横浜市中区常盤町５丁目62番地馬車道常盤ビル
再生債務者　ランドコム株式会社
主文　平成20年９月29日にした監督命令を取り消す。
平成22年１月21日
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第１９３号
千葉県佐倉市宮小路町31番地
再生債務者　株式会社北辰産業
特別調査期間　平成22年２月10日から平成22年２月12日まで
平成22年１月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１９４号
千葉県八街市八街い77番地171
再生債務者　株式会社アグリガイアシステム
特別調査期間　平成22年２月10日から平成22年２月12日まで
平成22年１月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２３９号
東京都品川区東品川２丁目２番43号
再生債務者　株式会社ＹＹＪ（旧商号株式会社ヨウジヤマモト）
特別調査期間　平成22年３月４日から平成22年３月５日まで
平成22年１月22日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２１年（再）第１９３号
千葉県佐倉市宮小路町31番地
再生債務者　株式会社北辰産業
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　720株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生じる日
３　減少する資本金の額　2,300万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生じる日
５　募集株式の数　1000株
６　募集株式の払込金額　１株あたり５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定日から２週間の期間
８　増加する資本金の額　3,000万円
増加する資本準備金の額　2,000万円
平成22年１月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２２０号
東京都港区赤坂１丁目９番３号
再生債務者　ゴマブックス株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　27万5968株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生じる日
３　減少する資本金の額　１億円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生じる日
５　募集株式の数　10万株
６　募集株式の払込金額　１株あたり500円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定日から１か月以内で取締役会によって定める日
８　増加する資本金の額　5,000万円
平成22年１月22日
東京地方裁判所民事第20部